

職域保険（1年更新型の定期保険）の契約者配当金の誤りについて

平成 4 年 10 月から平成 13 年 3 月までの 8 年 6 か月間にご加入いただいた簡易保険の職域保険（1年更新型の定期保険）の一部のご契約について、お客さまにお支払又はお知らせしている契約者配当金の額に誤りがあったことが判明しましたので、お知らせいたします。

このような事態を招き、お客さま及び関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

1 判明した事案の概要

(1) 判明の経緯

このたび公社で契約者配当についての内部検証を実施している過程で、お客さまに支払う配当金データに不整合の疑いがあることが判明し、その詳細を調査しましたところ、職域保険（1年更新型の定期保険）の一部のご契約について、契約者配当金の額に誤りがあることが判明いたしました。

(2) 誤りの内容

平成 4 年 10 月から平成 13 年 3 月までの 8 年 6 か月間にご加入いただいた職域保険（1年更新型の定期保険）の一部について、計算プログラムの不備により、お客さまにお支払又はお知らせしている契約者配当金の額に誤りがありました。影響範囲が未だ確定できていませんが、現在把握しているものは以下のとおりです。

不足払いとなる契約			過払いとなる契約		
件数	金額	平均額	件数	金額	平均額
約 1,700 件	約 17 万円	約 100 円	約 5 万 1 千件	約 1 億 2 千万円	約 2,300 円

2 今後の対応

迅速かつ確実な調査を進め、影響範囲を確定するとともに、お客様への対応・再発防止策など必要な対処を検討してまいります。

なお、不足払いが判明したお客さまに対しましては、確定し次第、公社から連絡を差し上げ、追加のお支払をさせていただきます。

参考 1 職域保険の仕組みは別紙のとおり。

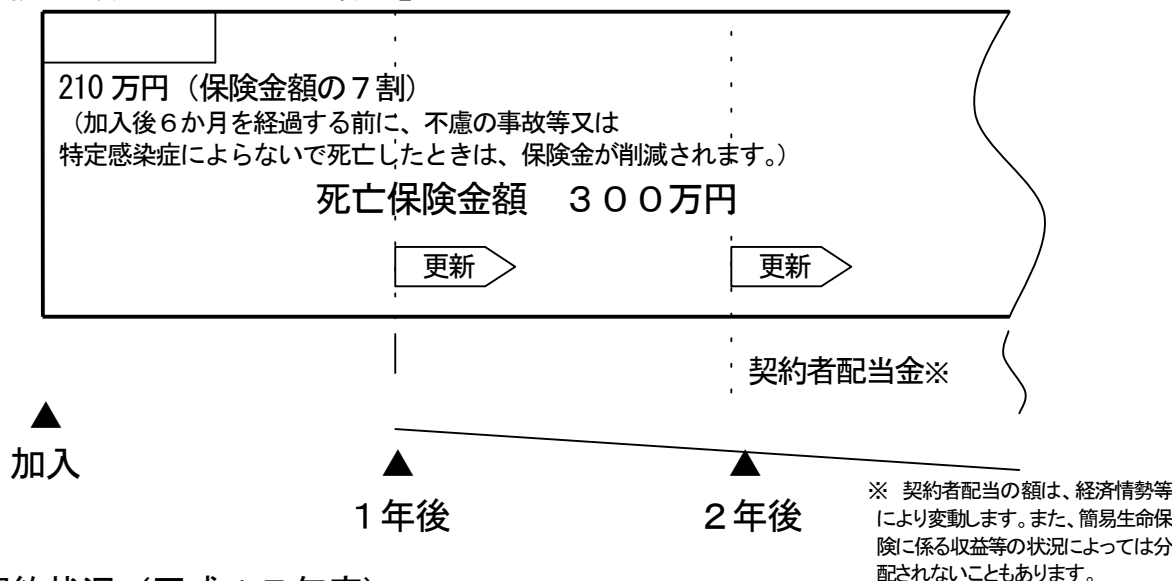
参考 2 計算プログラムの不備の内容は別紙のとおり。

【報道関係の方のお問い合わせ先】 広報部門広報部（報道担当） 電話：（代 表）03-3504-4411 （直 通）03-3504-4162 （FAX）03-3504-0265	【お客さまのお問い合わせ先】 お客さま相談窓口 0120-552950 [かんぽコールセンター／9:00～21:00 （土日休日は 17:00 まで） （1 月 1 日～3 日は除きます。）]
--	---

(参考1) 職域保険の仕組み

- 平成4年10月創設
- 保険期間が1年ごとに更新される定期保険（被保険者の死亡について死亡保険金を支払）
- 保険期間：1年満期（追加加入した場合には、その団体に係る職域保険の保険期間）
- 保険契約者：官公署、会社、組合、同業団体等に勤務する者
（組合、同業団体等にあつては、その組織を構成する会員等及びその被用者を含む。以下「構成員」という。）
- 被保険者：構成員又はその構成員でなくなった者15人以上
（更新は構成員でなくなった後、5回を限度）
- 加入年齢範囲：15～65歳（70歳まで自動更新可能）

【保険金額300万円の場合】



○契約状況（平成17年度）

新契約	4,423件	保険金額	110億円
年度末保有契約	90,486件	保険金額	2,145億円
注 平成4年10月の創設以降平成17年度末までの契約件数 1,204,273件			

(参考2) 計算プログラムの不備の内容

- ・ 特定の条件下(※)で、2年目以降の費差配当を計算する際に、本来1年分とすべきところ、11か月分としていた誤り。
 ※ 原則、既に組成されている職域団体に途中加入した契約の加入日は、職域団体組成日と同一となること、例えば、組成日が31日の職域団体に追加加入した場合で、月末日の関係で加入日が30日となった場合
 (例) 5月31日に組成された職域団体に、平成6年11月30日に途中加入した保険金額300万円の職域保険(男性30歳加入、団体規模:15~29人)で、平成8年5月31日に契約が満期消滅した場合、不足払いの額は89円
- ・ 本来更新時点での生命表を適用すべきところ、加入時点での生命表を適用していた誤り。
 (例) 平成5年4月に加入した保険金額300万円の職域保険(男性30歳加入、団体規模:15~29人)で、平成12年4月に契約が満期消滅した場合、過払いの額は2,468円